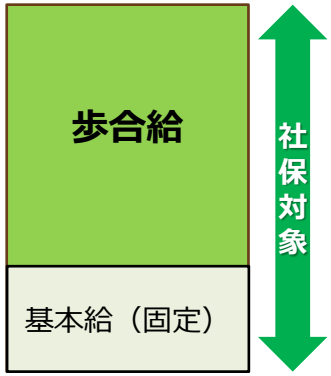
社会保険料負担の潜脱行為の禁止に係る懸念事例

- 当協会が実施する代理店業務品質調査において、社会保険料負担に関し、以下のような取扱いが確認されています。
- 法令上の適否については個別具体的な判断となりますが、以下に懸念事例（当該懸念事例については厚生労働省とも内容をすり合わせております）の類型をお示しいたします。

1 「歩合給」を社会保険の算定対象外とする取扱い

○正当な取扱い



報酬（基本給＋歩合給）の全額を社会保険（標準報酬算定）の対象

×懸念事例



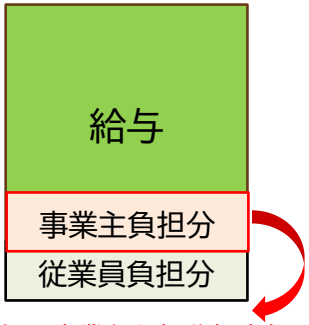
「基本給」のみを社会保険（標準報酬算定）の対象

2 事業主負担分の社会保険料相当額を募集人に負担させる取扱い

○正当な取扱い



×懸念事例



社保の事業主負担分相当額を募集人の報酬から控除

3 「歩合給」を賃金台帳に記載せず別途支払う取扱い

「歩合給」見合いは「別支払い」としていることを源泉徴収票で確認（社保の対象外としている）

賃金台帳（常時使用される労働者に対するもの）

賃金計算期間		4月分	
労働日数		10	日
労働時間数			時間
休日労働時間数			時間
早出残業時間数			時間
深夜労働時間数			時間
基本賃金		120,000	円
所定時間外割増賃金			円
手当	職能手当	20,000	円
	営業手当	20,000	円
	手当		円
	手当		円
			円
			円
小計		160,000	円
非課税分賃金額			円
臨時の給与			円
賞与			円
合計		160,000	円
社会保険料控除	健康保険	7,368	円
	厚生年金・保険	16,120	円
	雇用保険	800	円
	小計	24,288	円
差引残		135,712	円
控除金	所得税	80	円
	市町村民税	12,200	円
	社員会費	3,500	円
	小計	15,780	円
実物給与			円
差引支払金		119,932	円

歩合給部分の記載無し

4 標準報酬月額の算定時期に歩合給等を意図的に減額する取扱い

「歩合給」見合いの支払いについて、4月～6月を意図的に外すなど、支給額・支給時期を調整

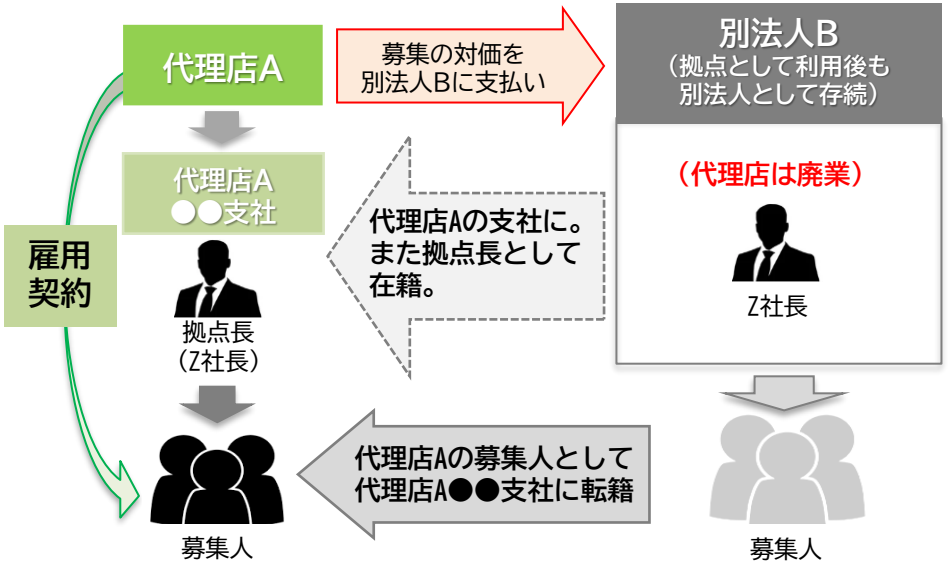
給与	3月	4月	5月	6月	7月
基本給	¥200,000	¥200,000	¥200,000	¥200,000	¥200,000
歩合給(変動)	¥500,000	¥30,000	¥15,000	¥20,000	¥700,000
総支給額	¥700,000	¥230,000	¥215,000	¥220,000	¥900,000

歩合給減額

保険募集の再委託の禁止に係る懸念事例

- 当協会が実施する代理店業務品質調査において、保険募集の再委託に関し、以下のような取扱いが確認されています。
- 法令上の適否については個別具体的な判断となりますが、以下に懸念事例（当該懸念事例については金融庁とも内容をすり合わせております）の類型をお示しいたします。

1 募集の対価を別法人に支払う取扱い



保険募集の再委託の禁止・使用人要件の潜脱が懸念される取扱い

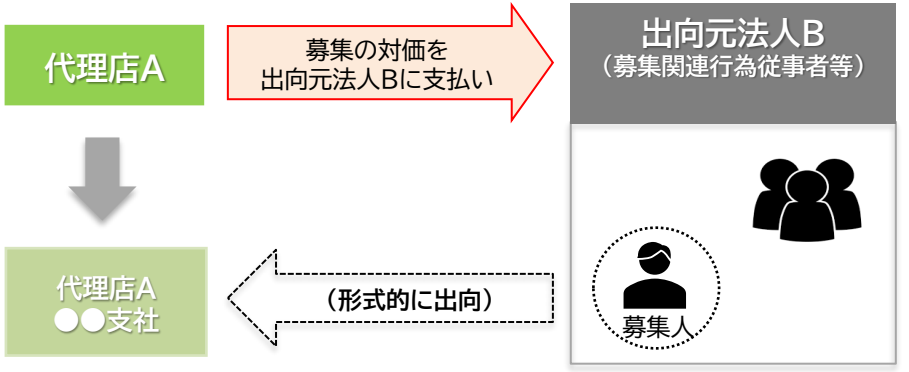
【事例の概要】

- ✓ 代理店Aは、法人Bが保険代理店を廃業後、法人Bを代理店A傘下の支店とし、法人Bの募集人を使用人として形式上雇用。引き続き法人Bの代表であるZ社長が従前と同様に募集人を指揮し、代理店Aによる募集人の教育・管理・指導や指揮監督・命令の実態が認められない状態で保険募集が行われ、募集の対価として代理店Aから法人Bに報酬を支払っている事例。

【留意点】

- ✓ 形式上は代理店Aの使用人として保険募集を行っていても、実態として別法人Bが当該募集人を教育・管理・指導する等、実質的に保険募集に関与し、その対価として代理店Aから法人Bに金銭を支払っている場合、保険募集の再委託に該当するおそれがあります。

2 出向元法人の事務所等を拠点として保険募集を行う取扱い



募集人は出向元法人Bから形式的に代理店Aに出向、別法人Bを出先拠点として勤務（代理店の教育・管理・指導を受け、代理店の事務所に勤務し、かつ、代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う態勢ではない）

【事例の概要】

- ✓ 代理店Aは、法人Bから出向等により受け入れた募集人について、形式上は代理店Aの使用人としているものの、実際には募集人は出向元法人Bの事務所等を拠点として勤務していた。
- ✓ また、当該募集人の保険募集その他の業務について、代理店Aによる使用人としての教育・管理・指導や指揮監督・命令の実態について、その適切性までは確認できない事例。

【留意点】

- ✓ 使用人の契約形態が「出向」「派遣」等であっても、出向先等にて教育・管理・指導を受けていない、常態的に出向元等に勤務している等、形式的な場合には使用人の要件を充足していないと判断されるおそれがあります。